

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改定	H25-12-26完了
	H25-8-20
	H25-8-19
作成	H25-7-26

検討課題	7	機能が十分に発揮できる委員会のあり方とは	
区分	A		
関連条例内容	<p>(議会運営の原則)</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p> <p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p>		
検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会視察報告書のホームページへの掲載について 		
現状分析		議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> ・各委員会の行政視察の報告は、各委員が提出し、委員会で報告書としてまとめ、議長に提出している。 ・議会だよりに、各委員会の視察内容を掲載している。(文字数の制限があることから、事務局で調整している。) ・各委員会の報告書の内容が、委員間で確認されているのか、所属委員に配布されているのか不明。 		<ul style="list-style-type: none"> ・各委員会の報告内容と掲載範囲について。 ・各委員会の報告書の内容(質及び量)をあわせることについて。 ・いつから掲載するか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第14回検討部会で、各委員の賛否について確認。 ・掲載する方向性が確認されれば、正副委員長会議で内容のすり合わせを行う。 ・常任委員会と議会運営委員会の報告書を掲載。 ・第7回議会改革推進会議にて了承。 ・平成25年10月1日よりホームページで公開。